

役員報酬及び費用弁償制度

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さつきが丘保育園の役員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第 3 条 定款第 2 1 条の定めに従い、役員の報酬については支給しない。但し、理事長及び施設の運営に当たり報酬を得ている理事を除く理事及び監事は、交通費などの弁償の目的として就任時に一律現金 20,000 円を支給するものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

評議員報酬及び費用弁償制度

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さつきが丘保育園の評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬及び弁済)

第 2 条 定款第 8 条の定めに従い、評議員の報酬については支給しない。但し、交通費などの弁償の目的として、就任時に一律現金 20,000 円を支給するものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。